

議案第243号

大阪市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案

大阪市社会福祉審議会条例（平成12年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。

第6条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第7条とする。

第5条第5項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

社会福祉審議会の委員の定数を定めるとともに、社会福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市社会福祉審議会条例（抄）

(設 置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する地方
第1項

社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第2項に規定する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定
第1項

に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組 織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

第3条-第4条
第4条 第5条

(会 議)

第5条 省 略
第6条

2-4 省 略

5 法第8条第2項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、
第9条第1項

前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。
第7条 関し 市規則で